

規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第五、様式第九及び様式第十四を次のように改める。

様式第1 (第3条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

教育職員免許状授与・新教育領域の追加願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな			生年月日	年	月	日
氏名						
本籍地	都 府	道 県	電話番号			
現住所						
勤務(予定)校						
<p>私は、下記のとおり教育職員免許状の授与・特別支援学校教諭普通免許状の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類						
同上の教科・教育領域						
出願の根拠法令						

様式第5（第4条、第5条の2関係）

手数料 埼玉県収入証紙

教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍地	都 道 府 県	電話番号	
現住所			
勤務（予定）校			
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員免許状の授与・特別支援学校教諭普通免許状の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類			
同上の教科・教育領域			
出願の根拠法令			

様式第9 (第5条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願

(宛先)
埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍地	都道府県	電話番号	
現住所			
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員臨時免許状の授与・特別支援学校助教諭臨時免許状の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類			
同上の教科・教育領域			
出願の根拠法令			
学歴	学校又は教員養成機関 () 年 月 日 第 学年 卒業・修了・退学・在学		
勤務しようとする学校	領域 () 学部 ()		

様式第14 (第6条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

教育職員免許状交付願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな				生年月日	年	月	日
氏名							
本籍地	都 道 府 県	電話番号					
現住所							
勤務(予定)校							
<p>私は、下記のとおり教育職員免許状の交付を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
交付を受けようとする 免許状の種類							
同上の教科				出願の根拠法令			
現に所有 する免許状	種類	教科	番号	授与年月日	授与権者		

附 則

- 1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。